

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第5条第1項の規定により、特定事業の実施に関する方針を定めたので、同条第3項の規定により、別冊のとおり公表します。

令和5年2月20日

法務大臣 齋藤 健



加古川刑務所、大阪拘置所及び高知刑務所等における  
給食業務に係る運営事業

実施方針

法 務 省

令和5年2月20日

目次

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
2	特定事業の選定方法等に関する事項	4
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	4
1	民間事業者の募集及び選定方法	4
2	選定の手順及びスケジュール	4
3	選定手続等	5
4	応募者等の要件	8
5	事業者選定に関する事項	9
6	提案書類の取扱い	10
第3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	10
1	予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	10
2	提供されるサービス水準	12
3	機器、備品等の所有及び更新等	12
4	国による事業の実施状況のモニタリング	12
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	12
1	施設の立地条件	12
2	施設の概要	13
第5	提案内容等又は事業契約の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項	13
第6	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	13
1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	13
2	事業の継続が困難となった場合の措置	13
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	14
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	14
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	14
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	14
1	選定手続への参加に伴う費用負担	14
2	本事業において使用する言語	14
様式1	実施方針説明会参加申込書	
様式2	実施方針等に関する質問書	
様式3	実施方針等に関する意見書	

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

加古川刑務所、大阪拘置所及び高知刑務所等における給食業務に係る運営事業（以下「本事業」という。）

#### (2) 事業に供される公共施設等の種類等

本事業の対象施設は次のとおりであり、各施設の概況については、別紙を参照すること。

ア 加古川刑務所

イ 大阪拘置所

ウ 高知刑務所（高知少年鑑別所の給食業務を含む。）

#### (3) 公共施設の管理者の名称

法務大臣 齋藤 健

#### (4) 事業の背景・目的

本事業では、「適正な給食業務の実施」及び「地域との共生」を図ることを目的とする。

##### ア 適正な給食業務の実施

現在、刑事施設における被収容者への給食の提供については、一般に、施設内の調理施設（以下「厨房」という。）において、国の職員の管理・監督の下、受刑者が調理をし、また、その食材の調達、在庫管理、厨房設備の設置・管理、衛生管理等は国の職員において実施している。

加古川刑務所、大阪拘置所及び高知刑務所においては、収容人員の漸減や受刑者の高齢化に伴い、調理に従事させることができる受刑者の確保に苦慮していること、各矯正施設では、食品業界における衛生管理の国際的な手法であるHACCPや大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、厨房の衛生管理に最善を尽くしているが、施設の老朽化や構造等の理由から、十分に対策を講じることが困難な場合もあることなどから、平成26年度から、給食業務の民間委託を実施している。

そこで、本事業は、引き続き受刑者を就業させないことを前提に、一般社会の大量調理施設と同等の衛生管理を実現するとともに、民間のノウハウを十分に活用した、被収容者に対する給食業務の民間委託を行うことを目的とする。

##### イ 地域との共生

再犯防止施策をさまざまな場面で一層充実させるためには、国だけではなく地方公共団体や地域住民など、社会全体が一丸となって取り組むことが極めて重要であり、刑事施設の運営においても、周辺地域の住民の理解と協力は欠かせないものである。

そのためには、周辺地域の住民の方々に、刑事施設についての理解を得るととも

に、地元としてのメリットを十分に感じていただけるよう、地域がその課題を解決するに当たり、刑事施設を地域の中の連携先の一つと捉え、刑事施設の人的・物的資源を活用してもらえよう体制や関係作りを構築することが求められている。

そこで、本事業では、食品ロスの削減や食物残渣の減量化など、地域としても求められるSDGs達成に資する取組を地域と連携して行い、従事する民間職員については、引き続き極力地元から雇用するとともに、事業者が調達する物資についても可能な限り地元から調達するなど、地域の活性化に資する事業を目指す。

## (5) 事業方式

本事業は、事業者が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、対象施設における被収容者に対する給食業務を実施する。

## (6) 事業の範囲

本事業は、PFI法に基づき、事業者が、事業期間終了時まで対象施設の被収容者に対する給食業務を行うことを事業内容とするものであり、対象となる主な業務内容は以下に掲げるとおりである。

なお、対象施設及び業務の詳細については、要求水準書を参照すること。

### ア 基本的考え方

対象施設に収容されている者への給食業務を実施する。なお、高知少年鑑別所へは高知刑務所で調理した食事を提供する。

### イ 業務概要

- 運営準備業務
- 厨房設備・機器の整備、管理
- 献立の作成等
- 食材の調達
- 食事・飲料等の給与
- 配膳、下膳
- 衛生管理
- 非常時等の対応
- 食器等の給貸与
- その他

## (7) 事業期間

事業契約後から令和21年3月まで（約16年間）。

## (8) 事業スケジュール

事業契約の締結	令和5年10月頃
準備期間	事業契約締結後～令和6年3月頃
事業開始	令和6年4月

運営期間	令和6年4月～令和21年3月
事業終了	令和21年3月

## (9) 事業者の収入

### ア 基本的考え方

事業者は、本事業において、対象となっている業務を事業者の責任により一体として実施するものであるため、国は、事業者の実施に係る対価を一体のものとしたPFI事業費を本事業の実施期間にわたり原則として平準化して支払うものとする。

ただし、事業者が本事業を実施するために直接必要となる施設の光熱水の使用料については、国が負担する。なお、本事業は環境負荷軽減に寄与する内容となるよう、光熱水量の削減をできる限り図りつつ本事業を実施すること。

### イ 支払方法

国は、令和6年7月を第1回とし、令和21年4月を最終回として、四半期ごと、全60回に分けてPFI事業費を支払う。

PFI事業費のうち、被収容者等の食料費については、四半期ごとの実績に応じ、精算払とする。この場合の食料費は、当該四半期における施設ごとの被収容者等の延べ収容人員に契約書に定める金額を乗じた額とする。

国は、PFI事業費の100分の10に相当する金額（消費税等相当額）をPFI事業費と併せて支払う。ただし、第3の4（4）の減額がされた場合には、減額後のPFI事業費の100分の10に相当する金額（消費税等相当額）を支払う。

## (10) 事業期間終了時

事業者は、運営期間中の給食業務を適切に行うことにより、事業終了時においても、厨房設備、機器、什器、備品等を要求水準に示す良好な状態に保持しなければならない。

また、本事業において事業者が整備・更新した設備、機器、什器、備品等（以下「事業者管理資産」という。）については、事業者が所有し、事業者の責任と費用負担において事業期間にわたり要求水準に示す良好な状態に保持するものとする。

事業者は、事業期間終了と同時に、国に事業者管理資産の引渡しを行い、国は、事業者管理資産の所有権（担保権等いかなる負担も付されていない所有権であることを条件とする。）を取得する。

具体的な内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、事業契約書において定める。

## (11) 実施方針の変更

実施方針の公表後の民間事業者からの意見等を踏まえ、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。変更の内容は、第2の3（7）の入札説明書等に反映する。実施方針の変更を行った場合には、法務省ウェブサイトへの掲載その他適宜の方法により公表する。

## 2 特定事業の選定方法等に関する事項

### (1) 基本的考え方

本事業をPFI手法により実施することにより、サービスが同一の水準にある場合において、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた国の財政負担の縮減が期待できる場合、又は財政負担が同一の水準である場合において、サービスの水準の向上を期待できる場合には、PFI法に基づく特定事業として選定する。

### (2) 選定の手順

国の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。国が提供を受けるサービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

### (3) 選定結果の公表

特定事業として選定した場合は、その判断の結果を、評価の内容と併せて、法務省ウェブサイトへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。また、事業の実施可能性等についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合も、同様に公表する。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 民間事業者の募集及び選定方法

民間事業者の選定方法については、サービスの対価の額に加え、運營業務に関する能力等を総合的に評価するため、総合評価落札方式（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項）により実施することとする。

### 2 選定の手順及びスケジュール

民間事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

令和5年5月頃	入札説明書の公表
令和5年6月頃	資格審査書類の受付
令和5年6月頃	資格審査結果の公表
令和5年7月頃	入札及び提案書類の締切
令和5年9月頃	落札者の決定、公表



### 3 選定手続等

#### (1) 実施方針の公表

実施方針（参考資料を含む。以下同じ。）を公表し、閲覧に供する。

<実施方針の閲覧>

##### ア 閲覧期間

令和5年2月20日（月）から同月28日（火）まで

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

##### イ 閲覧時間

午前10時から午後5時まで

##### ウ 閲覧場所

法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

なお、実施方針は、法務省ウェブサイトでも閲覧できる。

<http://www.moj.go.jp/>

#### (2) 実施方針の説明会

実施方針に関する説明会を次のとおり開催し、事業の内容、民間事業者の募集及び選定に関する事項等について国の考え方を提示する。

なお、参加を希望する者は、事前に申し込むこととする。

<実施方針に関する説明会>

##### ア 開催日時

令和5年2月24日（金）午後4時30分から午後6時まで

##### イ 開催場所

法務省共用応接室（1階）

住所：東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

電話：03-3580-4111

##### ウ 申込方法

参加申込書（様式1）により、電子メールにて2月22日（水）午後5時までに次の係あて提出のこと（※ Microsoft Wordにより作成したファイル添付のこと）。

法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係

電話：03-3580-4111 内線2556

電子メールアドレス：prison-pfi@i.moj.go.jp

##### エ 注意事項

説明会当日は、実施方針を配布しない。

#### (3) 実施方針に関する質問及び意見の受付

実施方針等に記載された内容に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

<実施方針に関する質問及び意見の受付>

ア 受付期間

令和5年2月24日（金）から令和5年3月1日（水）午後5時までに必着のこと。

イ 提出方法

質問又は意見の内容を簡潔にまとめて質問書（様式2）又は意見書（様式3）に記載し、電子メールにてMicrosoft Excelにより作成されたファイル添付により、次の係あて提出のこと。着信については、質問者において確認のこと。

なお、添付ファイルも含めた電子メールの情報量が500キロバイト以上のものは受け付けない。

法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係

電子メールアドレス：prison-pfi@i.moj.go.jp

**(4) 実施方針に関する質問回答**

上記（3）により受け付けた質問及びこれに対する回答は、令和5年3月下旬頃に公表することを予定しており、公表後は次のとおり閲覧に供する。

なお、質問の内容が、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係わるもので公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問については、公表しない場合がある。

<質問回答の閲覧>

ア 閲覧期間

実施方針等に関する質問回答公表後、14日間（休日を除く。）とする。

イ 閲覧時間

午前10時から午後5時まで

ウ 閲覧場所

法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

なお、実施方針に関する質問回答は、法務省ウェブサイトでも閲覧できる。

<http://www.moj.go.jp/>

**(5) 質問、意見に対するヒアリング**

民間事業者から提出のあった質問、意見のうち、国が必要と判断したものについては、当該事業者から直接ヒアリングを行うことを予定している。

**(6) 特定事業の選定**

国は、実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業がPFIの手法により実施すべき事業か否かを評価し、PFIの手法により実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を法務省ウェブサイトへの掲載その他適宜の方法により公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合であって

も同様に公表する。

#### (7) 入札説明書等の公表

特定事業の選定を行った場合には、本事業の落札者を総合評価落札方式より選定することとし、公告内容及び入札説明書等を法務省ウェブサイトへの掲載その他適宜の方法により公表する。

#### (8) 質問受付

入札説明書等に記載の内容についての質問を受け付ける。質問受付の方法等は、入札説明書に明示する。

#### (9) 資格審査書類の受付

応募者には、入札説明書等に定める参加表明書及び資格審査に必要な資料の提出を求める。資格審査書類の受付の方法等は、入札説明書に明示する。

#### (10) 資格審査結果の通知

国は、上記（9）により提出された資料に基づき、資格審査を実施し、その合否を応募者に通知する。

#### (11) 質問回答の公表

国は、入札説明書等に記載した内容に関する質問及びこれに対する回答を公表する。公表の方法は、法務省ウェブサイトへの掲載その他適宜の方法による。

なお、質問の内容が、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わるもので公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある質問については、公表しない場合がある。

#### (12) 競争的対話の実施

国は、応募者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する応募者の理解を深め、また、国の意図と応募者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、各応募者に対し、対面方式による競争的対話の場を設けることを予定している。

具体的な実施時期、実施方法及び留意事項等は入札説明書に明示する。

#### (13) 提案審査書類の受付

資格審査の合格者に対しては、入札説明書等に基づき、本事業に関する提案内容を記載した書類（以下「提案審査書類」という。）及び入札価格の提出を求める。提案審査書類の受付の方法等は、入札説明書に明示する。

#### (14) ヒアリング

国は、提案審査書類について、ヒアリングを行う。ヒアリングの方法等は入札説明

書に明示する。

#### (15) 落札者の決定

国は、あらかじめ定めた客観的な審査基準に基づき、落札者を決定し、通知する。

#### (16) 提案審査結果の通知及び公表

国は、審査結果及び入札結果について、法務省ウェブサイトへの掲載その他適宜の方法により公表する。

#### (17) 事業契約の締結

国は、落札者と事業契約を締結した後、事業契約を締結した旨を法務省ウェブサイトへの掲載その他適宜の方法により公表する。

### 4 応募者等の要件

#### (1) 応募者の構成等

ア 単独で本業務の内容の全てが担えない場合には、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。その場合、入札参加資格審査書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加できるものとする。なお、同一の入札単位において、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（またはこれに類する書類）を作成すること。

イ 代表企業及びグループ企業の全てが下記（２）アからキの条件を満たすこと。

#### (2) 応募者の要件

全ての応募者は、次の要件を満たす者であること。

ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であり、かつ、同令第72条に規定する資格を有する者であること。

イ 本事業に係る業務に対応した一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。

エ 国が本事業について、アドバイザー業務を委託した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（オにおいて同じ。）。

なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

- ・ P w C アドバイザー合同会社
- ・ みずほリサーチ&テクノロジーズ (株)

オ 第2の5 (1) イの事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

カ 応募者は、令和4・5・6年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、資格の種類が「役務の提供等」、等級は「A」、「B」又は「C」に格付けされている者であること。なお、複数の企業が分担する場合には、いずれの企業においてもこの要件を満たすこと。

キ 応募者は、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する大量調理施設の運営能力及び調理実績を有しているほか、HACCPに対する相当の知識を有している者を配置できること。なお、「相当の知識を有している者」とは、HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体等が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営実績、ドライシステムの調理施設の運営実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する審査員資格等のいずれかを有している者をいう。

## 5 事業者選定に関する事項

### (1) 基本的考え方

ア 応募者の審査及び選定に当たっては、透明性、客観性及び公平性の確保に努めるものとする。

イ 応募者の提案審査は、外部の学識経験者等により構成される事業者選定委員会において行う。事業者選定委員会の委員は、入札説明書に明示する。

ウ 事業者選定委員会は、あらかじめ設定し公表する「事業者選定基準」に従って、価格のみならず、民間事業者からの提案内容について、施設維持管理及び運営の各業務に関し、応募者の創意工夫や独自性の観点を中心に評価を行い、審査結果を国に報告する。

エ 国は、事業者選定委員会により提示された審査結果を基に、契約を締結する事業者を決定する。

### (2) 事業者の選定

事業者の選定は、資格審査及び提案審査の2段階審査により行う。

国は、資格審査において提案審査書類の提出者を選定し、提案審査の結果を基に落札者を最終決定するものとする。

各審査の主な視点は次のとおりとする。

資格審査	・ 資格審査
------	--------

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に対する基本的な考え方</li> <li>・事業者の実施体制</li> </ul>
提案審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の各業務に関する具体的な提案内容（事業計画、運営に係る事項）</li> <li>・入札価格（国が事業者に支払うサービス対価の金額）</li> </ul>

### (3) 選定結果の公表

審査及び選定の結果については、法務省ウェブサイトへの掲載その他適宜の方法により公表する。

### (4) 落札者を決定しない場合

国は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、応募者がいない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに法務省ウェブサイトへの掲載その他適宜の方法により公表する。

## 6 提案書類の取扱い

### (1) 著作権

提出書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属する。ただし、本事業において公表が必要と認めるときは、国は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった応募者の提案については、国が事業者選定過程に関する事項の公表を行う以外には使用しない。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている、物品、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った者が負うものとする。

## 第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

#### (1) リスク分担の基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で適正なサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、国が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、国が責任を負うものとする。

#### (2) 予想されるリスクと責任分担

国と事業者の責任分担は、原則として「リスク分担表」によるものとする。具体的

内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、入札説明書に明示し、最終的には事業契約書において定める。

### (3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

国又は事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その責任を負う者が全額負担することとする。また、不可抗力によるものなど、国及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、事業契約書において定める。

### (4) 被收容者等の行為に起因して発生する増加費用及び損害

被收容者等の行為に起因して発生する増加費用及び損害であって、当該行為について、国及び事業者の双方に責めに帰すべき事由がない場合の当該増加費用及び損害の負担については、次の考えによることとし、具体的には事業契約書において定める。

ア 被收容者等の行為によって、事業者管理資産が損壊又は滅失した場合

(ア) 被收容者等の行為が、通常の使用の範囲内であった場合には、当該損壊又は滅失に起因する増加費用及び損害は、事業者の負担とする。

(イ) 上記以外の場合には、当該損壊又は滅失に起因する増加費用及び損害は、国の負担とする。

イ 被收容者等の行為によって、国の職員、従事職員及び第三者(被收容者等を含む。)に損害が発生した場合

当該損害に起因する増加費用及び損害は、国の負担とする。

### (5) 事業者が本事業を実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該事業者が追うべき責任

ア 本事業を実施するに当たり、事業者が、故意又は過失により、第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(ア) 国が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

(イ) 事業者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

イ 本事業を実施するに当たり、事業者が、故意又は過失により、国に損害を加えた場合には、事業者は当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする(ただし、当該損害の発生につき、国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該国の過失割合

に応じた部分を除く。)

## 2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務のサービス水準は、要求水準書による。

## 3 機器、備品等の所有及び更新等

機器、備品等の所有及び更新等については、国が整備したものを除き、事業者が所有し、要求水準書に従って更新をするものとする。具体的な内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、事業契約書において定める。

## 4 国による事業の実施状況のモニタリング

### (1) 目的

国は、事業者が定められた業務を確実に実施し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、財務状況について把握するために、モニタリングを行う。

### (2) 実施方法

モニタリングの具体的な方法については、事業契約書において定めることとする。

### (3) 実施時期

モニタリングは、準備期間、運営期間及び事業期間終了時の各段階で行う。なお、事業終了時の水準は、要求水準書による。

### (4) 実施効果

モニタリングの結果、要求水準書に規定した要求水準が達成されていない場合には、国はサービスに対する対価の減額等を行う。減額の考え方については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、事業契約書において定める。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 施設の立地条件

施設名	加古川刑務所	大阪拘置所	高知刑務所
地名地番	兵庫県加古川市加古川町	大阪府大阪市都島区友渕町	高知県高知市布師田
敷地面積	約20.5万㎡	約7.2万㎡	約12.2万㎡
建物延面積	約5.0万㎡	約6.3万㎡	約1.6万㎡



## 2 施設の概要

各施設の概要は別紙のとおりである。

## 第5 提案内容等又は事業契約の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

提案内容又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合には、国と事業者は、誠意を持って協議の上、その解決を図るものとする。協議の方法や解決の手順等については、事業契約書において定めるものとする。

また、事業契約に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

### 1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合には、事業契約で定める事由ごとに、国及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

### 2 事業の継続が困難となった場合の措置

事業の継続が困難となった場合には、次の措置を採ることとする。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を達成していないことが判明した場合には、国は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、国は事業契約を解除することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、その他事業者が事業契約に違反し、本事業の目的を達することができないと認める場合には、国は、事業契約を解除することができる。

ウ 上記ア、イいずれの場合においても、国は、事業契約に基づき、事業者に対して違約金又は損害賠償の請求等を行うことができる。

#### (2) 国の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 国の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は、事業契約を解除することができる。

イ 上記アの場合において、事業者は事業契約に基づき、国に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

#### (3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

ア 不可抗力その他国又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、国と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

- イ 一定の期間内に協議が整わない場合は、事前の書面による通知により、国及び事業者は、事業契約を解除することができる。
- ウ 上記イの場合における国からの支払等については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、事業契約書において定めることとする。
- エ 不可抗力の定義については、事業契約書において定めることとする。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に係る法制上及び税制上の措置等は予定していないが、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、国と事業者で協議するものとする。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国は可能な範囲で必要な協力を行う。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 選定手続への参加に伴う費用負担

参加表明書及び審査に必要な書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

### 2 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。